

事務連絡
令和3年1月29日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0129 第 3 号
令和 3 年 1 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 3 年 2 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号）の一部改正について

別添 2 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号）の一部改正について

別添 3 「特定保険医療材料の定義について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和2年3月5日保医発0305第9号)の一部改正について

- 1 Iの3の133(2)ア中の「再狭窄抑制型」を「大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変に対し再狭窄抑制型を用いる場合」に改める。
- 2 Iの3の133(2)イ中の「再狭窄抑制型を」を「再狭窄抑制型を、大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変のうち」に改める。
- 3 Iの3の133(2)に次を加える。
エ ブラッドアクセス用のシャントの狭窄病変又は閉塞病変に対し再狭窄抑制型を用いる場合は、関連学会が定める適正使用指針に沿って使用した場合に限り算定できる。

別添 2

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
 (令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号) の一部改正について

1 別表 1 の I の「手術」の「手術用ロボット手術ユニット (Ⅲ)」の項を次のように改める。

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け				
	類別	一般的名称			
手術用ロボット手術ユニット (Ⅲ)	機械器具 (12) 理学診療用器具	手術用ロボット手術ユニット 脳神経外科手術用ナビゲーションユニット	定位脳手術において術前に得られた画像を 3 次元に構築し、術者を支援するもの	K 181-6	頭蓋内電極植込術

2 別表 2 の一般的名称「避妊用ペッサリー」の項を次のように改める。

類別コード	類別名称	コード	一般的名称
器 12	理学診療用器具	34149002	骨盤臓器脱用ペッサリー

「特定保険医療材料の定義について」
(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの133(4)③キ中の「狭窄病変のある患者」を「狭窄病変のある患者又はブラッドアクセス用のシャントに狭窄病変若しくは閉塞病変のある患者」に改める。
- 2 別表のⅡの133(17)②ア中の「機械的振動」を「機械的振動又は金属チップの手動操作」に改める。

(別添1参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和2年3月5日保医発 0305 第9号)の一部改正について
 (傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) P T Aバルーンカテーテル</p> <p>ア <u>大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変に対し再狭窄抑制型を用いる場合は、関連学会が定める、「大腿膝窩動脈用薬剤コーティングバルーンの適正使用指針」に沿って使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p>イ <u>再狭窄抑制型を、大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変のうち病変長5cm未満の病変に対して使用した場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し症状詳記を添付すること。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>ブラッドアクセス用のシャントの狭窄病変又は閉塞病変に対し再狭窄抑制型を用いる場合は、関連学会が定める適正使用指針に沿って使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p>(3)~(13) (略)</p>	<p>診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) P T Aバルーンカテーテル</p> <p>ア 再狭窄抑制型は、関連学会が定める、「大腿膝窩動脈用薬剤コーティングバルーンの適正使用指針」に沿って使用した場合に限り算定できる。</p> <p>イ 再狭窄抑制型を病変長5cm未満の病変に対して使用した場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し症状詳記を添付すること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)~(13) (略)</p>

134 ~ 208 (略)

4 ~ 6 (略)

~ (略)

134 ~ 208 (略)

4 ~ 6 (略)

~ (略)

(別添2参考)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和2年3月5日保医発0305第11号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後					改正前								
(別表1) 医科点数表関係 医学管理等～処置 (略) 手術					(別表1) 医科点数表関係 医学管理等～処置 (略) 手術								
特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		対応する診療報酬項目			特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		対応する診療報酬項目				
	薬事承認上の位置付け						その他の条件	薬事承認上の位置付け				その他の条件	
	類別	一般的名称						類別					一般的名称
手術用ロボット手術ユニット()	機械器具 (12)理学診療用器具	手術用ロボット手術ユニット 脳神経外科手術用ナビゲーションユニット	定位脳手術において術前に得られた画像を3次元に構築し、術者を支援するもの	K 18 1-6	頭蓋内電極植込術	手術用ロボット手術ユニット()	機械器具 (12)理学診療用器具	手術用ロボット手術ユニット	定位脳手術において術前に得られた画像を3次元に構築し、術者を支援するもの	K 18 1-6	頭蓋内電極植込術		
麻酔～放射線治療 (略) 歯科点数表関係 (略)					麻酔～放射線治療 (略) 歯科点数表関係 (略)								
(別表2)					(別表2)								
類別コード	類別名称	コード	一般的名称			類別コード	類別名称	コード	一般的名称				
器 12	理学診療用器具	34149002	骨盤臓器脱用ペッサリー			衛 03	避妊用具	35237000	避妊用ペッサリー				

(別添3参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表) (略) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)~(3) (略) (4) PTAバルーンカテーテル ~ (略) 機能区分の定義 ア~カ (略) キ 再狭窄抑制型 <u>大腿膝窩動脈の自家血管に狭窄病変のある患者又はブラッドアクセス用のシャントに狭窄病変若しくは閉塞病変のある患者</u>に対し、経皮的血管形成術のバルーン拡張時に、バルーンに塗布されている薬剤を血管内壁に吸収させることを目的に使用するカテーテルであること。 (5)~(16) (略) (17) 下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル 定義 次のいずれにも該当すること。 (略)</p>	<p>(別表) (略) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)~(3) (略) (4) PTAバルーンカテーテル ~ (略) 機能区分の定義 ア~カ (略) キ 再狭窄抑制型 大腿膝窩動脈の自家血管に狭窄病変のある患者に対し、<u>経皮的血管形成術のバルーン拡張時に、バルーンに塗布されている薬剤を血管内壁に吸収させることを目的に使用するカテーテルであること。</u> (5)~(16) (略) (17) 下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル 定義 次のいずれにも該当すること。 (略)</p>

慢性完全閉塞下肢動脈へのガイドワイヤーの通過が困難な患者に対し、経皮的血管形成術を実施する際にガイドワイヤーの通過部を確保することを目的として使用するカテーテルであり、以下のいずれかに該当すること。

ア 機械的振動又は金属チップの手動操作により、血管内の石灰化した病変を貫通させる機能を有すること。

イ (略)

(18) ~ (23) (略)

134 ~ 208 (略)

~ (略)

慢性完全閉塞下肢動脈へのガイドワイヤーの通過が困難な患者に対し、経皮的血管形成術を実施する際にガイドワイヤーの通過部を確保することを目的として使用するカテーテルであり、以下のいずれかに該当すること。

ア 機械的振動により、血管内の石灰化した病変を貫通させる機能を有すること。

イ (略)

(18) ~ (23) (略)

134 ~ 208 (略)

~ (略)